

くらしの



すぎなみ

編集・発行：杉並区立消費者センター  
杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3階  
tel.03-3398-3141

臨時 2021.9 NO.202  
令和3年9月発行

**2022年4月1日から**

**「〇〇年 齢」が 18歳に！**

— ↑この〇〇に入る漢字2文字、わかりますか？ —

答え「**成****年**年 齢」

わかる人はかなりツウの方です！

普段「成年年齢」という言葉はなかなか馴染みのない言葉ですよ。とても簡単に言ってしまうと「未成年」に対する言葉が「成年」です。

未成年者は取引の知識や経験が不足し、判断力も未熟であることから法律で保護されていますが、成年に達すると親（法定代理人）の同意を得ずに自分の意思で様々な契約ができるようになります。この「成年」として扱われる年齢（＝成年年齢）が民法の改正により令和4年（2022年）の4月から、20歳から18歳に引き下げられるのです。以下の2人の会話をご覧ください！

Q

なぜ、今18歳にするの？



A

憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められるなど、18歳、19歳の方にも国政上の重要な事項の判断に参加してもらうための政策が進められてきました。そうした中、市民生活に関する基本法である民法でも、18歳以上の人を大人として取り扱うのが適切ではないかという議論がされるようになりました。

世界的にも、成年年齢が18歳とするのが主流です。このようなことから、成年年齢が18歳に引き下げられることとなります。



Q


成年年齢の引下げによって  
何が変わるの？



A

成年年齢引下げによって、20 歳以上の人に加え 18 歳、19 歳になった人も親（法定代理人）の同意を得なくても、様々な契約をすることができるようになります。つまり、契約を結ぶかどうかを自分で決め、その契約についての責任も自分で負うことになります。

【表 成年年齢引下げによる年齢要件の変更】

18 歳からできること	20 歳のまま変わらないこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>●親の同意なしでの契約 (クレジットカードを作る、ローンを組む、携帯電話の契約、ひとり暮らしの部屋を借りるなど)</li> <li>●10 年間有効なパスポートの取得</li> <li>●公認会計士や司法書士などの国家資格取得</li> <li>●結婚 (男女共に 18 歳に統一)</li> <li>●性同一性障害の人の性別変更の申し立て</li> <li>●外国人の帰化 (日本国籍の取得) など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●飲酒・喫煙</li> <li>●競馬や競輪、オートレースなどの公営ギャンブル</li> <li>●大型、中型自動車免許などの取得</li> <li>●養子をとることができる年齢</li> <li>●国民年金保険料の納付義務</li> <li>など</li> </ul> 

## —これから 18 歳～20 歳になる方へ—

未成年者が親（法定代理人）の同意を得ずに契約した場合には、原則として、契約を取り消すことができます（未成年者取消権）。しかし、令和4年4月から、18 歳以上の人が新成人となり、法律の保護がなくなるので、悪質商法のターゲットとして狙われやすくなります。騙されて契約をしてトラブルに遭わないよう注意してください。

【出典 法務省作成「民法改正 成年年齢の引下げ」／ 国民生活センター】

# 杉並区立 消費者センター

## 相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み）